

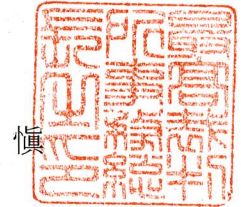
最高裁秘書第1245号

令和4年5月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和3年3月27日付け（同月29日受付、第021132号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

無許可の兼職・兼業を理由に司法修習生が戒告処分を受けた事例に関する文書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）